

5 計画の事後検証、更新

5.1 評価の時期

本計画の進捗管理は、毎年の実施を原則とし、必要に応じて計画の見直しを実施する。

5.2 評価の方法

本計画の評価は、目標値と実績値の比較を原則として、両者の乖離が大きい場合は、その原因を特定し、必要に応じて計画の見直しに反映させる。

6 参考資料

6.1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

公共下水道事業は、汚水の排除による生活環境の改善、雨水の排除による都市型水害への対応、公共用水域の水質の保全による豊かな自然環境の保全に資するという下水道法に定める重要な役割を担っており、住民に不可欠なサービスです。

6.2 公営企業として実施する必要性

公営企業とは、地方財政法第5条第1項に基づき地方公共団体が特別会計を設けて運営される事業です。公営企業はそれ自体が法人格を持たず、地方公共団体に帰属します。下水道事業は、地方財政法により、この業態を取ることが指定されています。